

取組内容と状況

※○はモデル地域、●は府域全体を対象

(1) 監察医事務所の死亡時画像診断(CT)の活用

○モデル地域における死亡時画像診断(CT)が必要な事案について、監察医事務所に配備のCTを活用する。

※モデル地域…大学法医学教室における調査法解剖等の受入地域の内、CT未配備大学の地域

府警と連携し実施中

- ・H31.3 市外CTの受入協定
- ・受入実績 5件 (9/9現在)

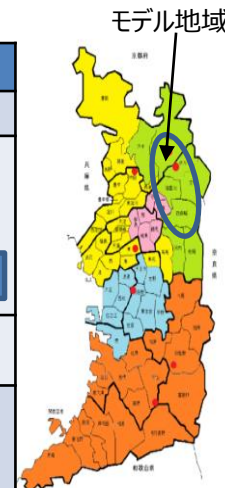
(2) 法医学教室等との連携

○モデル地域における検案体制について、大学の法医をはじめ医療機関の専門医等による検案協力医の登録など、検案医の確保に努める。

○モデル地域において、大学の法医学教室をはじめとする地域内の医療機関の病理等との連携を図り、検査・解剖の受入確保等に努める。

今後、5大学や医療機関にヒアリング等を予定。

市外CT件数(4~8月)	
地域	CT
豊能地域	大阪大 (8件)
三島地域	
中河内地域	モデル実施
北河内地域	
堺市域	大阪市大 (1件)
南河内地域	近畿大 (3件)
泉州地域	



(3) 警察医のサポート(大阪市外の検案技術の向上)

● 検案サポート事業

監察医事務所における検案に警察医が同行する機会を提供するほか、検案事例を情報提供するなど、警察医の検案技術の向上を支援。また、警察医会が実施する法医による警察医向けの研修を通じ、死因調査体制整備の取組み等の情報提供を行う。

・実施要領を制定 (H31.2) し、警察医会総会等で活用を依頼。今後、申込状況の推移を見ながら、活用に向けた検討を行う。
※9/9現在 申込なし

● 死体検案相談事業(厚労省)

厚労省の取組み（警察医が死因判定の悩む個別事例について、法医に法医学的見解を電話にて相談できる体制整備）を活用する。

現時点、対象は中部・九州地区の警察医のため、府内の警察医も活用できるよう要請中

● 情報等の共通化

検案対象者の死亡時の状況や病歴情報等に関する書式等を統一するなどし、警察医への情報提供の共通化等を図り、より一層の正確な死因診断につなげる。

R1.8月から、市外警察署において、大阪市内と同様の死亡状況や病歴等の記載様式にて警察医に依頼

● 新規 – 検案対象者の病歴情報等について、実効性のある提供方法を検討